

乙が甲に紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後 90 日以内に退職したときは、乙は前項に定めた紹介料金のうち、以下の金額を甲に返還する。

- ・ 30日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の 75%
- ・ 30～60日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の 50%
- ・ 60～90日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の 25%

前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。